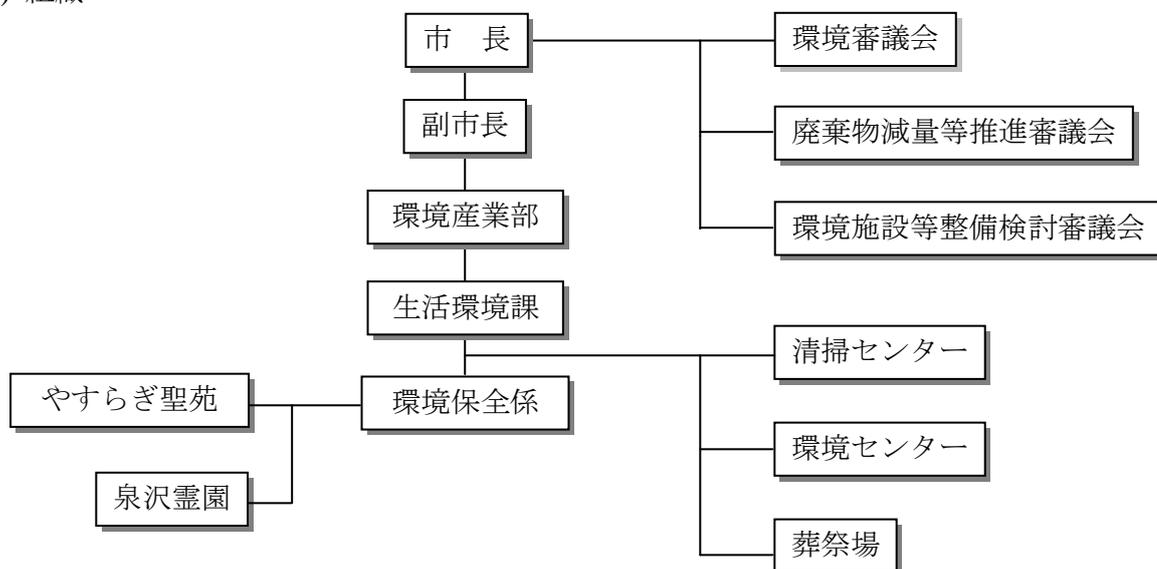


第2章 環境行政の概要

(1) 組織



(2) 事務分掌

◇ 生活環境課 環境保全係

- ・墓地経営の申請、許可等に関すること。
- ・そ族及び昆虫の駆除に関すること。
- ・あき地の適正管理に関すること。
- ・土砂等による土地の埋立て規制に関すること。
- ・公害防止、調査及び指導に関すること。
- ・騒音規制法及び振動規制法に係る届出の受理、改善勧告等に関すること。
- ・公害に関係のある行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- ・公害苦情相談に関すること。
- ・廃棄物処理施設に関すること。
- ・不法投棄に関すること。
- ・自然環境保全地域等に関すること。
- ・浄化槽法に基づく浄化槽の届出に関すること。
- ・葬祭場の管理に関すること。
- ・泉沢霊園及び泉沢会館の管理に関すること。
- ・やすらぎ聖苑の管理に関すること。
- ・地球温暖化対策に関すること。
- ・生活排水対策に関すること。
- ・浄化槽設置費補助に関すること。
- ・簡易専用水道に関すること。
- ・地区衛生組織の補助に関すること。
- ・水道施設を設備する給水組合の助成に関すること。
- ・市区域外一般廃棄物の処分に関すること。
- ・環境審議会に関すること。

◇ 環境センター

- ・環境センターの管理に関する事。
- ・一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分に関する事。
- ・一般廃棄物（し尿）の処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事。
- ・ニッ島住宅団地汚水処理施設使用料に関する事。

◇ 清掃センター

- ・清掃センターの管理に関する事。
- ・一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬、処分に関する事。
- ・一般廃棄物（ごみ）の処理業の許可及び指導に関する事。
- ・へい獣の処理等に関する事。
- ・ごみの減量化及び資源化に関する事。
- ・ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- ・容器包装リサイクル法に関する事。
- ・廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- ・環境施設等整備検討審議会に関する事。

(3) 北茨城市環境審議会

北茨城市公害防止条例第 16 条の規定に基づき、環境全般について調査及び審議を行う市長の諮問機関として設置されている。

委員は、市議会議員、関係機関団体の代表者または役職者、学識経験者及び事業者の 15 名で組織されている。

(4) 北茨城市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため設置されている。

委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者、事業者の 14 名で組織されている。

(5) 北茨城市環境施設等整備検討審議会

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理施設等の施設の整備計画を策定するため設置されている。

委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者等の 15 名で組織されている。